資料編

消費者庁 消費者教育の体系イメージマップ

0 1,011	Vel. I.O	特に高齢者	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に 配慮することの大切さを伝えらおう	持続可能な社会に役立つ ライフスタイルについて伝 え合おう	支え合いながら協働して 消費者問題その他の社会 課題を解決し、公正な社 会をつくろう	安全で危険の少ないべらしの大切さを伝え合おう	支え合いながらトラブル解 決の法律や制度、相談機 関を利用しよう	契約トラブルに遭遇しない 暮らしの知恵を伝え合おう	生活環境の変化に対応し 支え合いながら生活を管理しよう	支え合いながら情報と情報 報技術を適切に利用しよ う	支え合いながら、トラブル が少なく、情報モラルが守 られる情報社会をつくろう	支え合いながら消費生活 情報を上手に取り入れよ う 係を示すものではありません。
# -	次へ売	成人一般	精神的、経済的に自立 し、消費者市民社会の 構築に、様々な人々と 協働し取り組む時期	生産・流通・消費・廃棄が 環境、経済、社会に与える 影響に配慮して行動しよう	持続可能な社会を目指し たライフスタイルを実践し よう	地域や磯場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう	契約とそのルールを理解 し、くらしに活かそう	経済社会の変化に対応し、 生涯を見通した計画的な くらしをしよう	情報と情報技術を適切に 利用するくらしをしよう	トラブルが少なく、情報モ ラルが守られる情報社会 をつくろう	消費生活情報を主体的に 評価して行動しよう 評価して行動しよう あり、学習指導要領との対応関
		特に若者	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	生産・流通・消費・廃棄が 環境、経済、社会に与える 影響を考える習慣を身に 付けよう	持続可能な社会を目指し たライフスタイルを探そう	消費者問題その他の社会 課題の解決や、公正な社 会の形成に向けた行動の 場を広げよう	安全で危険の少ないくらし 方をする習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する 習慣を付けよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	生涯を見通した計画的な くらしを目指して、生活設 計・管理を実践しよう	情報と情報技術を適切に 利用する習慣を身に付け よう	情報社会のルールや情報 モラルを守る習慣を付け よう	消費生活情報を主体的に 吟味する習慣を付けよう 進めやすいように整理したもので
高校生期			生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	持続可能な社会を目指して、 ライフスタイルを考えよう	身近な消費者問題及び社 会課題の解決や、公正な社 会の形成に協働して取り組 むことの重要性を理解しよう	安全で危険の少ないべらし と消費社会を目指すことの 大切さを理解しよう	トラブル解決の法律や制度、 相談機関の利用法を知ろう	適切な意思決定に基づいて行動しよう で行動しよう 契約とそのルールの活用に ついて理解しよう	主体的に生活設計を立てて みよう 生涯を見通した生活経済の 管理や計画を考えよう	情報と情報技術の適切な 利用法や、国内だけでなく 国際社会との関係を考えよ う	望ましい情報社会のあり方 や、情報モラル、セキュリ テイについて考えよう	消費生活情報の評価、選 消費生活情報を評価、選択 消費生活情報を主体的に (消費生活情報を主体的に の方法について学び、社会 (時報を主体的に の方法について学び、社会 (時報を主体的に (事職を主体的に (事職を主体的に の方法について学び、社会 (事職を主権的に (事職を主権のに (事職を主権的に (事職を主権のに (事権のに (事を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)
中学生期			行動の範囲が広がり、 権利と責任を理解し、 トラブル解決方法の 理解が望まれる時期	消費者の行動が環境や 経済に与える影響を考え よう	消費生活が環境に与える 影響を考え、環境に配慮 した生活を実践しよう	身近な消費者問題及び 社会課題の解決や、公正 な社会の形成について考 えよう	危険を回避し、物を安全 に使う手段を知り、使おう	販売方法の特徴を知り、 トラブル解決の法律や制 度、相談機関を知ろう	商品を適切に選択すると ともに、契約とそのルー ルを知り、よりよい、契約の 仕方を考えよう	消費に関する生活管理の 技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的に しよう	消費生活に関する情報の 収集と発信の技能を身に 付けよう	著作権や発信した情報への責任を知るう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、 意思決定の大切さ知ろう 家庭、地域における学習内容に、
小学生期			主体的な行動、社会や 環境への興味を通して、 消費者としての素地の 形成が望まれる時期	消費をめぐる物と金銭の 流れを考えよう	自分の生活と身近な環境 とのかかわりに気づき、物 の使い方などをエ夫しよう	身近な消費者問題に目を向けよう	危険を回避し、物を安全 に使う手がかりを知ろう	困ったことがあったら身近 な人に相談しよう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう れ適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを 知り、考えよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する情報の集め 方や活用の仕方を知ろう	自分や知人の個人情報を 守るなど、情報モラルを知 ろう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう 、選択の大切さを知ろう ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
幼児期			様々な気づきの体験を 通じて、家族や身の回 りの物事に関心をもち、 それを取り入れる時期	おつかいや買い物に関心を持とう	身の回りのものを大切に しよう	協力することの大切さを知ろう	くらしの中の危険や、もの の安全な使い方に気づこ う	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	約束やきまりを守ろう	欲しいものがあったときは、 よく考え、時には我慢する ことをおぼえよう	身の回りのさまざまな情報に気づこう	自分や家族を大切にしよう	身の回りの情報から「な ぜ」「どうして」を考えよう ※本イメー
			各期の特徴 5領域	消費がもつ 影響力の理解	持続可能な 消費の実践	消費者の参画・協働	商品安全の理解と危険を回避する能力	トラブル対応能 カ	選択し、契約することへの理解 と考える態度	生活を設計・管理する能力	情報の収集・処理・発信能力	情報社会の ルールや情報 モラルの理解	消費生活情報 に対する批判的 思考力
			1 <u>1</u>		市民社会の	の構築	商品等の安全生活の管理と契約			情報とメディア			

○消費者教育の推進に関する法律

(平成二十四年八月二十二日)

(法律第六十一号)

第百八十回通常国会

野田内閣

改正 平成二六年六月一三日法律第七一号

消費者教育の推進に関する法律をここに公布する。

消費者教育の推進に関する法律

目次

第一章 総則 (第一条—第八条)

第二章 基本方針等 (第九条・第十条)

第三章 基本的施策(第十一条—第十八条)

第四章 消費者教育推進会議等(第十九条・第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動をいう。

2 この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

(基本理念)

- 第三条 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。
- 2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民 社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支 援することを旨として行われなければならない。
- 3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、 年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければなら ない。
- 4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策(消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策をいう。第九条第二項第三号において同じ。)との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。
- 5 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内 外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に 立った情報を提供することを旨として行われなければならない。
- 6 消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することが できるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨とし て行われなければならない。
- 7 消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することがで

きる自立した消費者の育成が極めて重要であることに鑑み、前条の基本理念(以下この章において「基本理念」という。)にのっとり、消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、前項の施策が適切かつ効率的に策定され、及び 実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、 それぞれの所掌に係る消費者教育の推進に関する施策を推進しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター(消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第十三条第二項及び第二十条第一項において同じ。)、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(平二六法七一・一部改正)

(消費者団体の努力)

第六条 消費者団体は、基本理念にのっとり、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び事業者団体の努力)

第七条 事業者及び事業者団体は、事業者が商品及び役務を供給する立場において消費者の消費生活に密接に関係していることに鑑み、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が実施する消費者教育の推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

(財政上の措置等)

- 第八条 政府は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置そ の他の措置を講じなければならない。
- 2 地方公共団体は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第九条 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針(以下この章及び第四章において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
 - 二 消費者教育の推進の内容に関する事項
 - 三 関連する他の消費者政策との連携に関する基本的な事項
 - 四 その他消費者教育の推進に関する重要事項
- 3 基本方針は、消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第九条第一項に規定す る消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴くほか、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、 遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 7 政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 8 第四項から第六項までの規定は、基本方針の変更について準用する。 (都道府県消費者教育推進計画等)
- 第十条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画(以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本 方針及び都道府県消費者教育推進計画)を踏まえ、その市町村の区域における消費者 教育の推進に関する施策についての計画(以下この条及び第二十条第二項第二号にお

いて「市町村消費者教育推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあっては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推 進計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(学校における消費者教育の推進)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第三項において同じ。)の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、 教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。

(大学等における消費者教育の推進)

第十二条 国及び地方公共団体は、大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等

専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条及び第十六条第二項において同じ。)において消費者教育が適切に行われるようにするため、大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

2 国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力 を得つつ、学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の 確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(地域における消費者教育の推進)

- 第十三条 国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター(以下この章において「国民生活センター」という。)は、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 国、地方公共団体及び国民生活センターは、公民館その他の社会教育施設等において消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(事業者及び事業者団体による消費者教育の支援)

- 第十四条 事業者及び事業者団体は、消費者団体その他の関係団体との情報の交換その他の連携を通じ、消費者の消費生活に関する知識の向上が図られるよう努めるものとする。
- 2 事業者は、消費者からの問合せ、相談等を通じて得た消費者に有用な消費生活に関する知識を広く提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させること等を通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。
- 4 事業者団体は、消費者団体その他の民間の団体が行う消費者教育の推進のための活

動に対し、資金の提供その他の援助に努めるものとする。

(教材の充実等)

第十五条 国及び地方公共団体は、消費者教育に使用される教材の充実を図るとともに、 学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において当該教材が有効に活用されるよう、 消費者教育に関連する実務経験を有する者等の意見を反映した教材の開発及びその 効果的な提供に努めなければならない。

(人材の育成等)

- 第十六条 国、地方公共団体及び国民生活センターは、消費者安全法に定める消費生活 相談員その他の消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う者に対し、消費 者教育に関する専門的知識を修得するための研修の実施その他その資質の向上のた めに必要な措置を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、大学等、研究機関、消費者団体その他の関係機関及び関係 団体に対し、消費者教育を担う人材の育成及び資質の向上のための講座の開設その他 の自主的な取組を行うよう促すものとする。

(平二六法七一・一部改正)

(調査研究等)

第十七条 国及び地方公共団体は、消費者教育に関する調査研究を行う大学、研究機関 その他の関係機関及び関係団体と協力を図りつつ、諸外国の学校における総合的、体 系的かつ効果的な消費者教育の内容及び方法その他の国の内外における消費者教育 の内容及び方法に関し、調査研究並びにその成果の普及及び活用に努めなければなら ない。

(情報の収集及び提供等)

- 第十八条 国、地方公共団体及び国民生活センターは、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組に関する情報その他の消費者教育に関する情報について、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮しつつ、これを収集し、及び提供するよう努めなければならない。
- 2 国は、消費生活における被害の防止を図るため、年齢、障害の有無その他の消費者 の特性を勘案して、その収集した消費生活に関する情報が消費者教育の内容に的確か つ迅速に反映されるよう努めなければならない。

第四章 消費者教育推進会議等

(消費者教育推進会議)

- 第十九条 消費者庁に、消費者教育推進会議を置く。
- 2 消費者教育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進会議の委 員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
 - 二 基本方針に関し、第九条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)に 規定する事項を処理すること。
- 3 消費者教育推進会議の委員は、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体を代表する者、学識経験を有する者並びに関係行政機関及び関係する独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(消費者教育推進地域協議会)

- 第二十条 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育 を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活 センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。
- 2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - 一 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を 行うこと。
 - 二 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。
- 3 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要 な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二四年政令第二九〇号で平成二四年一二月一三日から施行)

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第七一号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 略
 - 二 第一条中不当景品類及び不当表示防止法第十条の改正規定及び同法本則に一条 を加える改正規定、第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第 三条及び第七条から第十一条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない 範囲内において政令で定める日

(平成二七年政令第三五八号で平成二八年四月一日から施行)

〇都城市消費生活センター設置条例

平成 28 年 3 月 23 日 条例第 13 号

(設置)

第1条 市は、消費者安全を確保するため、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づき、都城市姫城町4街区1号に都城市消費生活センター(以下「センター」という。)を置く。

(消費生活センター長及び職員)

第2条 センターに、消費生活センター長、消費生活相談員(以下「相談員」という。) その他必要な職員を置く。

(相談員)

第3条 相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により当該試験に合格したものとみなされた者を含む。) 又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認められる者とする。

(研修機会の確保)

第4条 市は、センターの事務に従事する職員に対し、その資質向上のために、必要な 研修の機会を確保するものとする。

(業務)

- 第5条 センターは、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談業務
 - (2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせん業務
 - (3) 消費者安全の確保に必要な情報の収集及び提供に関する業務
 - (4) 消費者安全の確保に係る啓発活動に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、センター設置の目的を達成するために必要な業務 (開設時間等)
- 第6条 センターの開設時間は、次の各号に掲げる日を除いた午前9時から午後4時までとする。ただし、市長は必要があると認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から31日まで

(守秘義務)

第7条 センターの事務に従事する職員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。 その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月18日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。